

◇新潟県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（新潟県条例第1号）

1 政務活動費の交付に関する規定の整備

地方自治法の改正に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲その他の政務活動費の交付に関する規定の整備を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、平成25年3月1日から施行することとしました。